

議員提出議案第 1 号

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により  
提出します。

令和4年12月22日提出

提出者 熊本県議會議員

藤川 隆夫

鎌田 聰

城下 広作

松田 三郎

猪子 勇二

熊本県議會議長 溝口 幸治様

## 熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

昭和41年に発表された川辺川ダム建設計画においては、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされ、村を挙げての反対運動が激化するなど、大きな混乱を招き、五木村は疲弊の一途をたどることとなった。

これ以上の村の衰退を防ぎ、何より下流域の方々の命と財産を守るため、五木村は、平成8年に、川辺川ダム本体工事の着工に同意する協定を締結し、ダムを受け入れるという苦渋の決断に至った。

しかしながら、ダムを前提とした村づくりを進める中、下流域を中心に川辺川ダム反対運動が広がり始め、再び、川辺川ダム問題は地域を分断する問題へと発展した。こうした状況の中、平成20年に熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明し、平成21年には国土交通大臣により川辺川ダム建設の中止が表明された。

五木村は、川辺川ダム建設中止という国及び県の政策転換により、村の振興の方向性の転換を余儀なくされることになった。

このため、国、県及び五木村は、生活再建事業や基盤整備、さらには観光振興、移住・定住の促進など、ダムを前提としない新たな村づくりに懸命に取り組んできた。その結果、これまで一定の成果も出ているものの、依然、人口の流出や高齢化に歯止めがかからない状況となっている。

そのような状況の中、令和2年7月、これまでに経験したことがないような豪雨が発生し、五木村を含む球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした。これを受け、国及び県は二度とこのような被害を起こさないよう、球磨川流域の安全・安心の確保に向け、川辺川の新たな流水型ダムが盛り込まれた球磨川水系河川整備計画を策定した。

このことで、五木村は、再度、村の振興の方向性の転換を強いられ、村の混乱、疲弊は極限に達している状況となっている。

このため、国及び県は、半世紀以上にわたり、ダム問題に翻弄され続けてきた五木村の苦難の歴史を受け止め、下流域の安全のため、苦渋の決断を受け入れてきた五木村への感謝の思いと共に、新たな村の振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の最重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

第1条中「建設計画により大きな影響を受けてきた」を「問題に長きにわたり翻弄され続けてきた」に、「に寄与する」を「を強力に推進する」に改める。

第2条中「の整備に努める」を「を整備する」に改める。

第3条の見出し中「策定」の次に「及び推進」を加え、同条中「新たな」を削り、「五木村と共同で」を「国及び五木村と一体となって」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、振興計画に掲げる取組を確実に推進するため、毎年度、その取組の進捗状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4条中「前条の」を削り、「措置を」の次に「最大限」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

令和2年7月豪雨の発生を受け、国及び県は、球磨川流域の安全・安心の確保に向け、川辺川の新たな流水型ダムが盛り込まれた球磨川水系河川整備計画を策定した。

このことで、五木村は、再度、村の振興の方向性の転換を強いられ、村の混乱、疲弊は極限に達している状況となっている。

そのため、今後、五木村の振興を県政の最重要課題と位置付け、これまで以上の推進を図ることを明確にする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。